

大型リモコン式草刈機の貸出しに伴う必要事項

1 目的

県が管理する一級河川及び二級河川の維持管理、堤防除草などの河川愛護活動の安全確保や作業負担の軽減を目的に、リモコン式草刈機（以下、「草刈機」という。）の貸出しにおいて、静岡県リモコン式草刈り機貸出要綱第 18 条に基づき下記の通り定める。

2 大型リモコン式草刈機の諸元

機械名：神刈 RJ703（株式会社アテックス製）

走行方法：クローラ式

寸法：（長）1,515mm×（幅）1,110mm×（高）785mm

重量：365kg、刈幅：70mm、刈高：45mm～95mm

最大適用傾斜角度：45°、燃料：ガソリン

3 対象者（要綱第 3 条）

- （1）県が管理する一級河川及び二級河川の工事・委託を受注している建設業者
- （2）県が契約するリバーフレンド活動保険（傷害保険、損害保険）に加入するリバーフレンド、又は、同等の保険に加入する団体、自治会等
- （3）市町

4 利用団体の登録（初回貸出し時のみ）

リモコン式草刈り機の貸出しにおいて、利用団体への登録が必須となっています。登録期間は許可日から最大 3 年間となっており、3 年を超えて草刈機の貸出しを希望する場合は、改めて利用団体登録を申請してください。

（1）利用団体登録申請書の提出（団体⇒土木事務所）（要綱第 4 条）

機械の貸出しを希望する団体は、初回貸出希望日の 14 日前まで「利用団体登録申請書（様式第 1 号）」を土木事務所に提出してください。

（2）利用団体登録の許可（土木事務所⇒団体）（要綱第 5 条）

「利用団体登録許可書（様式第 2 号）」を貸出日までに郵送します。

（3）利用団体登録の変更（団体⇒土木事務所）（要綱第 6 条）

以下の 2 点に変更がある場合は、土木事務所まで連絡ください。

- ・利用団体の所在地又は代表者氏名を変更する場合
- ・草刈機を利用する箇所又は保管場所を変更する場合

5 貸出予約

～貸出日前～

(1) 貸出希望届の提出 (団体⇒土木事務所) (要綱第9条)

日程が決定した団体は、貸出希望日の14日前までに「貸出希望届 (様式第4号)」に団体名、貸出希望日、機械操作者、連絡先などの必要事項を記載し、メール、FAX いずれかにより土木事務所へ提出してください。

(2) 貸出可否の連絡 (土木事務所⇒団体)

- ・ 土木事務所は、使用予定箇所の現場状況や貸出希望日等を確認し、貸出希望日の前日までに貸出しの可否を団体へ連絡します。
※貸出し日当日に雨天が予想される場合、もしくは機械のトラブルが発生した場合は貸出中止となります。
- ・ 機械の受け渡し場所等の詳細な調整につきましては、委託業者から直接連絡をします。貸出前日・当日は電話が取れるようにしておいてください。
- ・ 詳細な操作方法は、事前に「操作簡易マニュアル」と「使用上のポイント」の確認をお願いします。

～貸出日当日～

(4) リモコン式草刈機の受取り (委託業者⇒団体)

- ・ 貸出日の使用開始時刻前までに直接委託業者が機械を現場に運搬します。
- ・ 受取り後、「操作簡易マニュアル」と「使用上のポイント」を確認の上、使用してください。

(5) リモコン式草刈機の返却 (団体⇒委託業者) (要綱第11条)

- ・ 貸出日の使用終了時刻に委託業者が、機械の回収のため現場に向かいます。

～貸出日以降～

(6) 活動報告書の提出 (団体⇒土木事務所) (要綱第13条)

- ・ 機械の返却後1週間以内に「使用実績報告書 (様式第3号)」を土木事務所へ提出してください。

6 燃料費について (要綱第14条)

- ・ 草刈機に係る燃料費は、島田土木事務所が負担する。

7 使用時の注意事項

- ・ 機械の操作にあたっては、「操作簡易マニュアル」「使用上のポイント」に記載されている安全管理を施すように努めてください。
- ・ 機械の故障等により、急に貸出が不可能となる場合がありますので御承知ください。

8 貸出中の事故等への対応と保険の適用

●機械の故障等（要綱第 15 条）

- ・ 操作時や運搬時の機械の故障および盗難による被害は、県が機械に対して加入している動産保険（以下、「機械保険」という）の対象となりますので、機械の故障等が発生した場合には、下記の事故発生時等緊急連絡先に電話にて一報を入れるとともに、後日、団体から土木事務所に「使用実績報告書(様式第 3 号)」を提出してください。
- ・ なお、消耗品等の取換え、経年劣化に伴う故障は機械保険の対象外ですが、故意による故障で無い場合は、県が修理費用等を負担します。
- ・ 操作者の不適切な操作による故障、盗難については、リバーフレンド団体に請求が及ぶ場合があります。
- ・ 目的外使用したリバーフレンド団体には、今後、機械の貸出が不可能となりますので御承知ください。

●機械使用時における傷害事故、賠償事故が発生した場合

（リバーフレンドシップ締結団体の場合のみ）（要綱第 16 条）

- ・ リバーフレンド支援のため、県が契約している保険に加入している団体については、リバーフレンド活動中の事故として保険の対象となります。
- ・ リバーフレンド活動中に事故が発生した場合は、下記の事故発生時等緊急連絡先に電話にて一報を入れるとともに、リバーフレンドシップ制度で定めた様式「活動中の事故報告書」を提出してください。
- ・ なお、リバーフレンド団体が独自で保険に加入している保険がある場合、県が契約している保険が適用されない場合がありますので御注意ください。

●緊急連絡を要する事故

- ・ 以下に該当する場合は、速やかに団体から下記の事故発生時等緊急連絡先に電話にて一報を入れるとともに、土木事務所からの指示に従ってください。
 - ① 機械の使用により、重大な人身事故、物損事故が発生した場合
 - ② 占用物件を損傷させた場合
 - ③ 機械が河川内に落下し、河川へのガソリンの流出が確認された場合
 - ④ その他重大な事故が発生した場合

●事故発生時等緊急連絡先

島田土木事務所企画検査課

T E L : 0547-37-5272

F A X : 0547-37-6247

メール : shimada-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp